

## 2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされる手続

### (1) 現状の分析

市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえ策定することが必要である。

このため、次世代育成支援対策に関する各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定に活かしていくことが望ましい。

### (2) ニーズ調査の実施

市町村は、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で市町村行動計画を策定するため、サービス対象者に対するニーズ調査を行うことが望ましい。

また、都道府県は、ニーズ調査が円滑に行われるよう、市町村に対する助言やニーズ調査の共同実施をする場合の市町村間の調整等に努めることが望ましい。

### (3) 住民参加と情報公開

法第8条第3項及び第9条第3項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会又は説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要である。

また、法第8条第4項及び第9条第4項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとされており、広報誌やホームページへの掲載等により適時かつ適切に広く住民に周知を図ることが必要である。

## 3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等

### (1) 計画策定の時期

市町村行動計画等に係る規定は平成17年4月1日から施行されることから、平成16年度中に策定することが必要である。

## (2) 計画の期間及び見直しの時期

市町村行動計画等は、5年を1期とするものとされているため、1回目に策定される市町村行動計画等（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間として策定することが必要である。

また、市町村行動計画等は5年ごとに策定するものとされていることから、2回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定することが必要である。

## 4 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検及び推進体制

市町村行動計画等の推進に当たっては、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要である。

また、法第8条第5項及び第9条第5項では、市町村及び都道府県は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

## 5 他の計画との関係

### (1) 保育計画等との調和

市町村行動計画等は、保育計画（児童福祉法第56条の8に規定する市町村保育計画及び同法第56条の9に規定する都道府県保育計画をいう。以下同じ。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第2項第3号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。）、障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第7条の2に規定する都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。）その他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画であって、次世代育成支援に関する事項を定めるものとの間の調和が保たれたものとすることが必要である。

なお、市町村行動計画等と盛り込む内容が重複する他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画については、市町村行動計画等と一体のも

のとして策定して差し支えない。

## (2) 市町村の基本構想との調和

市町村行動計画については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即したものとすることが必要である。

# 四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

## 1 市町村行動計画

市町村は、住民に最も身近な自治体としての役割を踏まえ、次世代育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。

市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第8条第1項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるものとする。

計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。

また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。

なお、指定都市及び中核市にあっては、行動計画策定指針において都道府県行動計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市及び中核市が処理することとされているものについては、適切に市町村行動計画に盛り込むことが必要である。

## (1) 地域における子育ての支援

### ア 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が図られることが必要である。

このため、市町村は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる児童福祉法第21条の27に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、次の（エ）に掲げる同法第21条の29の規定による子育て支援事業に関する情報の提

供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行うことが必要である。

また、これらの取組に際しては、親が障害を持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が求められる。

(ア) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

- ① 保護者（出産後おおむね1年以内の女子に限る。）の疾病その他の理由により昼間家庭において養育を受けることに支障を生じた乳児につき、その家庭において保育、家事並びに養育等に関する相談及び助言を行う事業（必要な職員を置く等により行うものに限る。②、③及び⑥において同じ。）
- ② 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった児童につき、その家庭において保育を行う事業
- ③ 児童であって、その保護者がその養育上の不安等に関する援助を受ける必要があるものにつき、その家庭その他の場所において保育、養育等に関する相談及び助言その他必要な援助を行う事業
- ④ 疾病にかかっているおおむね10歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
- ⑤ おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育士、看護師その他の者（当該児童の3親等内の親族であるものを除く。）の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（少数の児童を対象とし、かつ、市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。）
- ⑥ 保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この⑥において「援助希望者」という。）との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業

(イ) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

- ① 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童健全育成事業）

なお、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする地域の社会資源の積極的な活用を検討

しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目標とした計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。

- ② 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の5の5に定める施設において必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）
  - ③ 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第1条の5の5に定める施設において必要な保護を行う事業（夜間養護等事業）
  - ④ 次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所（①に掲げる児童にあっては、病院又は診療所）において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
    - ⑦ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）
    - ⑧ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものを除く。）
  - ⑤ 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。⑥において同じ。）
  - ⑥ おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により、1月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
  - ⑦ 幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業
- (ウ) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
- ① (ア) ⑥に掲げる事業
  - ② おおむね3歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設

し、当該場所において、適当な設備を備える等により、当該児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業

③ 保育所その他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う民間団体（子育てサークル）の支援その他の必要な援助を行う事業

④ 幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業

(エ) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施

(ア) から (ウ) までに掲げる子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業

#### イ 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であり、特に、待機児童が多い市町村においては、市町村保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。

こうした保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供が行われることが必要である。

また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行うことが必要である。

さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についても取組を進めることが望ましい。

#### ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各

種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要である。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが望ましい。

## エ 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要である。

また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。

さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが望ましい。

また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一緒に進めることが必要である。

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための

参加・協力体制を整備することが望ましい。

#### オ その他

アからエまでに掲げる施策を実施するに当たっては、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ることが必要である。

また、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスの場として余裕教室等の公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗を活用することが望ましい。

### (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が図られる必要がある。

また、計画の策定に当たっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとともに、母子保健推進員、愛育班等の地域に根ざした住民活動との連携等についても留意することが望ましい。

さらに、市町村保健センター等市町村において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。

#### ア 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。

#### イ 「食育」の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康

問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。

#### ウ 思春期保健対策の充実

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要である。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。

#### エ 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組むことが必要である。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ア 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。

また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。

特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組

を推進することが必要である。

#### イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。

##### (ア) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。

##### (イ) 豊かな心の育成

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。

##### (ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。

##### (エ) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることができることが望ましい。

また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人一人

の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。

あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行う必要がある。

#### (オ) 幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。

また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要である。

さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

### ウ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要である。

#### (ア) 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものである。

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要である。

また、子育て経験者等の「子育てサポーター」としての養成・配置等による、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要である。

#### (イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よ

りよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、森林等の豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

## エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やP T A、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。

### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

#### ア 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。

また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ることが望ましい。

さらに、住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望ましい。

#### イ 良好的な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望

する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。

#### ウ 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。

(ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、幅の広い歩道の整備を推進

(イ) 死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、歩道、ハンプ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進

#### エ 安心して外出できる環境の整備

(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。

(ウ) 子育て世帯への情報提供

「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。

#### オ 安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。

(ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進

(イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の

## 改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

### ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。

### イ 仕事と子育ての両立の推進

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置促進等を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。

## (6) 子ども等の安全の確保

### ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。

#### (ア) 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者を育成することが必要である。

#### (イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底